

令和4年9月20日現在

令和4年9月台風14号被害に対する 宮崎県中小企業融資制度のご案内

経営支援・災害対策貸付（災害対策）

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者等であって、台風14号により重大な損害を受け、又は台風14号を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けたもので、次のいずれかに該当するものであること。 ① 被害額が100万円(小規模企業者の場合は50万円)以上見込まれること ② 災害後3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること
融資限度額	運転資金 3,000万円（※組合は8,000万円） 設備資金 5,000万円（※組合は8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置12月以内) 設備資金 10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.40%～年1.50%
必要書類	市町村の発行する被災証明書又は県が発行する被害状況認定書

経営支援・災害対策貸付（災害対策(特例)）

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者等であって、災害救助法に係る災害(台風14号)により重大な損害を受け、又は当該災害(台風14号)を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けたもので、次のいずれかに該当するものであること。 ① 被害額が200万円(小規模企業者の場合は100万円)以上見込まれること ② 災害後3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること
融資限度額	運転資金 3,000万円（※組合は8,000万円） 設備資金 5,000万円（※組合は8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置12月以内) 設備資金 10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.20%～年0.75% ※経営支援・災害対策貸付(災害対策)の2分の1
必要書類	市町村の発行する被害状況認定書

※令和4年台風14号に伴う災害救助法第2条第2項による災害救助法の適用：県内全ての市町村

問い合わせ先：宮崎県 商工政策課 経営金融支援室（電話：0985-26-7097）